

**支払の具体例**

請負代金（契約金額） 216,000千円（うち、消費税相当額 16,000千円）

各会計年度における請負代金の支払いの限度額

①年度 97,200千円

②年度 118,800千円

支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

①年度 108,000千円

②年度 108,000千円

各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする

①年度 2回

②年度 1回

《前金払計算式》 ※1万円未満切り捨て（平成26年度より限度額なし）

当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払いしたときは、当該超過額を控除した額）  
×4/10

《部分払計算式》 ※10万円未満切り捨て

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額  
+ 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額  
+ 出来高超過額)} × 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

《出来高割合》

1回目	2回目	3回目
30%	50%	80%

(1) 【①年度】前金払

108,000千円 × 4/10 = 43,200千円

(2) 【①年度】部分払（1回目）

64,800千円 × 9/10 - (0円 + 0円) - {64,800千円 - (0円 + 0円)}  
× 43,200千円 / 108,000千円 = 32,400千円

(3) 【①年度】部分払（2回目）

108,000千円 × 9/10 - (0円 + 32,400千円) - {108,000千円 - (0円 + 0円)}  
× 43,200千円 / 108,000千円 = 21,600千円

**①年度支払計 97,200千円**

※①年度末現在出来高が65%であったとする

(4) 【②年度】部分払（出来高超過分）

140,400千円 × 9/10 - (97,200千円 + 0円) - 0円  
= 29,160千円 ≥ 29,100千円

(5) 【②年度】前金払

(108,000千円 - 32,400千円) × 4/10 = 30,240千円  
出来高超過額

出来高超過額 → 140,400千円 - 108,000千円 = 32,400千円

(6) 【②年度】部分払（3回目）

172,800千円 × 9/10 - (97,200千円 + 29,100千円)  
- {172,800千円 - (108,000千円 + 32,400千円)} × 30,240千円  
/ (108,000千円 - 32,400千円) = 16,260千円 ≥ 16,200千円

(7) 【②年度】完成払

216,000千円 - 97,200千円 - (29,100千円 + 30,240千円  
+ 16,200千円) = 43,260千円

**②年度支払計 118,800千円**